

労一・社一 出題分析表

【労務管理その他の労働に関する一般常識】

◆ 平成 27 年以降の出題＜択一式＞ 出題統計資料等

	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5
平成 27 年	労働契約法	男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、次世代育成支援対策推進法	社会保険労務士法	平成 26 年就労条件総合調査	平成 26 年版労働経済白書
平成 28 年	労働契約法	障害者雇用促進法、育児介護休業法、労働組合法、労働者派遣法	社会保険労務士法	平成 27 年就労条件総合調査	平成 25 年若年者雇用実態調査
平成 29 年	労働契約法	最低賃金法、個別労働関係紛争解決促進法、労働組合法、育児介護休業法、女性活躍推進法	社会保険労務士法	平成 28 年男女共同参画白書	平成 28 年版厚生労働白書
平成 30 年	平成 28 年労働災害発生状況の分析等	平成 29 年版厚生労働白書	労働契約法	労働組合法、労働者派遣法、過労死等防止対策推進法、男女雇用機会均等法	社会保険労務士法
令和 元年	平成 28 年就労条件総合調査	平成 29 年労使間の交渉等に関する実態調査	労働契約法	労働者派遣法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法、職業安定法	社会保険労務士法
令和 2 年	平成 30 年若年者雇用実態調査	平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査）	育児介護休業法、同一労働同一賃金ガイドライン、障害者雇用促進法、個別労働関係紛争解決促進法、青少年雇用促進法	労働組合法	社会保険労務士法
令和 3 年	令和元年版労働経済白書	令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況	労働契約法	障害者雇用促進法、労働施策総合推進法、同一労働同一賃金ガイドライン、男女雇用機会均等法（最判）	社会保険労務士法
令和 4 年	2021（令和 3）年労働力調査	令和 3 年就労条件総合調査	令和 2 年転職者実態調査	労働組合法、育児介護休業法、障害者雇用促進法、労働者派遣法、同一労働同一賃金ガイドライン	社会保険労務士法
令和 5 年	令和 3 年度雇用均等基本調査（企業調査）	令和 3 年度能力開発基本調査（事業所調査）	令和 3 年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）	労働組合法（最判）、育児介護休業法、高年齢者雇用安定法、青少年雇用促進法	社会保険労務士法
令和 6 年	令和 4 年労働安全衛生調査	令和 4 年労使間の交渉等に関する実態調査	労働契約法	職安法、最低賃金法、障害者雇用促進法、労働施策総合推進法、同一労働同一賃金ガイドライン	社会保険労務士法

◆ 平成 27 年以降の＜選択式＞解答

赤字は白書・統計資料等、青字は最高裁判例からの出題

	A	B	C	D	E
平成 26 年	約 2 %	101 人	毎月勤労統計調査	基幹統計調査	出勤日数
平成 27 年	パネル	ほぼ横ばいで推移している	45～49（歳）	直属の上司による面談等	30～34 歳から 35～39 歳に移行した
平成 28 年	8 割	6 割	厚生年金保険料	労働力調査	約 3 分の 1
平成 29 年	約 7 割	指導する人材が不足している	約 8 割	すべて	ベトナム
平成 30 年	1. 26	東京都	次世代育成支援対策推進法	101 人	生産年齢人口
令和元年	技能士	35（歳未満）	えるぼし	すべての年齢階級で上昇	2（割）
令和 2 年	雇用動向調査	就労条件総合調査	雇用均等基本調査	労働力調査	就業構造基本調査
令和 3 年	35 歳以上 55 歳未満	65 歳超雇用推進助成金	（公財）産業雇用安定センター	特定求職者雇用開発助成金	40 歳以上
令和 4 年	2. 3	100 人超	ジョブコーチ	継続が期待されていた	従前の労働契約が更新された
令和 5 年	本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていなかった	知ることができず、また知ることが期待できないような事実があつて	3	労働基準法	都道府県労働局長
令和 6 年	拘束時間、休息时间	45. 8%	規範	著しく不合理である	1 年

【社会保険に関する一般常識】

◆ 平成 27 年以降の出題＜択一式＞

	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
平成 27 年	国民健康保険法、高齢者医療確保法	介護保険法	確定拠出年金法	平成 26 年版厚生労働白書	「平成 24 年度社会保障費用統計」「平成 25 年国民生活基礎調査」「平成 25 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」「平成 26 年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」「平成 24 年度介護保険事業状況報告」
平成 28 年	国民健康保険法、高齢者医療確保法、介護保険法	船員保険法	確定給付企業年金法	「平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果の概要」「平成 26 年年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）」「平成 25 年度国民医療費の概況」「平成 26 年度の国民年金保険料の納付状況」	平成 27 年版厚生労働白書
平成 29 年	社会保険審査官及び社会保険審査会法	介護保険法	高齢者医療確保法	確定給付企業年金法、確定拠出年金法	社会保障協定
平成 30 年	健康保険法、船員保険法、高齢者医療確保法、児童手当法	高齢者医療確保法	船員保険法	保険料（共通項目・横断）	平成 29 年版厚生労働白書
令和元年	国民健康保険法	介護保険法	高齢者医療確保法	保険者・被保険者（共通項目・横断）	社会保険制度の沿革（改正法の施行日）
令和 2 年	確定給付企業年金法	船員保険法	児童手当法	社会保険審査官及び社会保険審査会法	保険料等（横断）
令和 3 年	確定拠出年金法	国民健康保険法	介護保険法	目的（共通項目・横断）	令和 2 年版厚生労働白書
令和 4 年	確定給付企業年金法	高齢者医療確保法	総合問題	総合問題	総合問題
令和 5 年	確定拠出年金法	船員保険法	介護保険法	社会保険審査官及び社会保険審査会法	高齢者医療確保法
令和 6 年	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	国民健康保険法	令和 5 年版厚生労働白書ほか	死亡に関する給付（共通項目・横断）

◆ 平成 27 年以降の＜選択式＞

赤字は厚生労働白書又は統計資料からの出題

	A	B	C	D	E
平成 27 年	事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること	機能訓練	国民の共同連帯の理念	自助と連帯の精神
平成 28 年	ドイツ	大正 11 年	中学校修了前の児童であった者	1 年間	被保険者資格証明書
平成 29 年	社会保障及び国民保健の向上	被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡	常に健康の保持増進に努める	住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）	2 月、6 月及び 10 月の 3 期
平成 30 年	3 年	35,000 円	脱退一時金	60 歳以上 65 歳以下	50 歳未満
令和 元年	その資格を喪失した後 3 か月以内	50,000 円	その保健医療の向上及び福祉の増進	安定的な財政運営	障害認定日から 70 歳に達する日の前日
令和 2 年	120 兆	年金	1 年 6 か月	1 又は 2 以上の市町村	48,000
令和 3 年	国民健康保険事業費納付金の納付	国民健康保険事業に要する費用	被扶養者	15 日	3 年
令和 4 年	61.0	配偶者	15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者	身体上又は精神上的の障害	6 か月
令和 5 年	3 年	40 歳	財政の均衡を保つこと	10,000 円	5.5
令和 6 年	100%	18.9	社会保障及び国民保健の向上	共同連帯	費用負担